

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部改正案について

1 改正の理由

- ・平成 27 年 10 月から、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）に基づき、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入された。
- ・マイナンバー制度の運用においては、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の漏えい、個人番号の不正利用、国家における個人情報一元管理といった懸念があることから、番号法等により制度面及びシステム面から特定個人情報の保護措置が講じられることとなっている。
- ・番号法において、国の行政機関等については、行政機関個人情報保護法等の特例規定（読替え、適用除外）が設けられ、特定個人情報に係る利用制限や開示請求の手続等が定められている。地方公共団体にあつては、番号法の趣旨を踏まえ、地方公共団体が保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保し、特定個人情報の開示、訂正、利用の停止等を実施するための必要な措置を講ずるものとされている。（番号法第 31 条）。

このことから、大阪広域水道企業団個人情報保護条例を改正する必要がある。

2 改正案の内容

(1) 定義（条例第 2 条）

- ・番号法で定義される「特定個人情報」及び「情報提供等の記録」について、同法を引用して、条例において規定する。

※「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

※「情報提供等の記録」とは、情報照会者及び情報提供者は情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求め又は提供があつた場合には、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に、情報照会者及び情報提供者の名称、提供の求め及び提供の日時、特定個人情報の項目等を記録することとされており、当該記録された特定個人情報をいう。

(2) 収集の制限（条例第 6 条第 5 項）

- ・番号法第 20 条において、「何人も、第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。（番号法で規定される個人番号利用事務及び関係事務の処理に必要な場合や緊急時などに限られている。）」とされていることから、「番号法第 20 条の規定により収集してはならない特定個人情報」については、条例により収集が制限される個人情報から除外する。

(3) 利用及び提供の制限

①利用（条例第7条第1項）

- ・個人番号を利用できる事務は、番号法第9条において、社会保障・税・災害分野の事務に限定されている。また、これらに類する事務については、条例で規定することにより、個人番号を利用できることとされている。
- ・特定個人情報の目的外利用については、番号法において、「個人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」以外は禁じられており、番号法に合わせて、条例を改正する。
- ・情報提供等の記録については、個人の生命等の保護のために必要な場合が想定されないことから、番号法において目的外利用が禁じられており、これに合わせて、条例を改正する。

②提供（条例第7条第1項）

- ・特定個人情報の提供については、番号法第19条各号において限定されているため、番号法を直接適用するよう、条例を改正する。

③措置要求（条例第7条第2項）

- ・情報提供等の記録に係る措置要求について、情報提供等の記録は、情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存されるものであることから、番号法に合わせて、適用除外とする。

④オンライン結合を用いた個人情報の提供の制限（条例第7条第3項）

- ・特定個人情報は、番号法に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じて提供されることから、条例においてオンライン結合を用いた提供が制限される個人情報から除外する。

(4) 開示、訂正及び利用停止請求

①特定個人情報の開示、訂正及び利用停止請求について、番号法に合わせて、本人、法定代理人の他、任意代理人による請求を認める。（条例第11条、第12条、第13条、第16条）

②特定個人情報に係る本人と任意代理人との間において、利益相反関係が認められる場合には、任意代理人による開示請求を認めないものとする。（条例第11条）

③情報提供等の記録の開示及び訂正請求に係る事案の移送について、番号法に合わせて、適用除外とする。（条例第20条、第30条）

④実施機関が保有する情報提供等の記録の訂正を行った場合について、番号法に合わせて、必要があると認めるときは、情報提供ネットワークシステム上の情報提供等の記録を保有する総務大臣及び情報提供者又は情報照会者（訂正決定をした実施機関以外のものに限る。）に通知するものとする。（条例第 31 条）

⑤特定個人情報の利用停止請求について、番号法に合わせて、特定個人情報が違法に収集・保管されているとき及び違法に作成された特定個人情報ファイルに記録されているときには、特定個人情報の利用の停止又は消去ができることと、また、特定個人情報が違法に提供されているときには提供の停止ができることとする。（条例第 32 条）

⑥情報提供等の記録の利用停止請求について、番号法に合わせて、適用除外とする。（条例第 32 条）

⑦特定個人情報の開示請求について、番号法に合わせて、他法令等により開示請求ができる場合でも条例による開示請求ができるようにする。（条例第 52 条）

(5) 是正の申出（条例第 38 条）※条例改正を伴わない。

- ・特定個人情報の取扱いが条例の規定に違反して不適正である場合には、個人情報の取扱いと同様に、是正を求める機会を認める。また、この場合、任意代理人の申出を認めることとする。

(6) 費用負担（条例第 53 条）※条例改正を伴わない。

- ・特定個人情報の開示請求に係る費用負担については、特定個人情報以外の個人情報の開示請求と同様の取扱い（開示文書の写しの交付に係る実費相当額の負担）とする。

3 施行期日

- ・平成 28 年 1 月 1 日
- ・ただし、情報提供等の記録に係る規定については、規則で定める日（番号法の当該規定の施行の日）とする。

4 その他

- ・大阪広域水道企業団附属機関条例の一部改正
大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部改正による項ずれに伴う規定整備